



# 第23回参議院議員通常選挙



## 「あなたの一票大切に」

参議院議員通常選挙が今夏予定されています。今後の日本の政治を方向づける大事な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

### 期日前・不在者投票

とき 公示日の翌日～

投票日の前日まで

午前8時30分～午後8時

ところ

大村市選挙管理委員会事務局

(市役所別館1階)

開票

投票日当日、午後9時10分～

シーハットおおむら(メインアリーナ)

## 大事な投票 忘れずに!!

### 選挙関係の

### お問い合わせは…

選挙管理委員会事務局

☎ 4111 (内線341)

#### ◇投票できる人

##### ▼年齢要件

投票日現在、満20歳以上の人

##### ▼住所要件

選挙の基準日(公示日の前日)の3か月前までに大村市の住民基本台帳に記載されている人

※ただし、転入の場合は選挙の基準日の3か月前までに、大村市に転入の届け出をして引き続き居住している人

##### ▼転入して3か月たっていない人

基準日までに転入して3か月たっていない人は、前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求して、大村市で不在者投票ができます。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。(4か月で抹消されます)

##### ▼転出する(した)人

市外へ転出する(した)人は、3か月前たなければ新しい住所地の選挙人名簿に登録されませんので、大村市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。転出先で不在者投票ができます。

#### ◇投票の方法

##### ▼選挙区選挙

長崎県選挙区の候補者氏名を記入して投票

##### ▼比例代表選挙

比例代表候補者名簿に記載された候補者氏名、または政党名を記入して投票

#### ◇期日前・不在者投票

投票日に次のような理由で投票することができない人は、期日前・不在者投票を利用してください。

- ① 仕事などの予定
- ② レジャーなどで投票区の区域外にいる予定
- ③ 出産や病気などで歩行困難
- ④ 他の市町へ転出

※土曜日、祝日も投票できます。

※印かんは不要(入場券が届いていればご持参ください)

#### ◇指定病院や老人ホームでの不在者投票

市内の次の病院や施設に入院(所)している人は、病院(施設)で不在者投票ができます。希望する人は早めに病院(施設)へお申し出ください。

- ▼病院 長崎医療センター、市立大村市民病院、県立精神医療センター、大村共立病院、貞松病院、南野病院
- ▼老人ホーム 慈恵荘、泉の里、箕望荘、サンライフ、ベイサイド大村、湧泉荘
- ▼その他 三彩の里、大村パールハイム

# 参議院議員選挙

## ◆代理投票・点字投票

身体障がいなどのため、投票用紙に候補者の氏名を書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できますので、投票所でお申し出ください。また、点字投票を利用する人も、投票所でお申し出ください。

## ◆重度の身体障がいをお持ちの人は郵便投票がご利用できます

### ▼郵便投票ができる人

①身体障害者手帳をお持ちで、次に該当する人

- ・両下肢・体幹・移動機能障がいの1級または2級の人
- ・心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・直腸・小腸障がいの1級または3級の人
- ・免疫・肝臓障がいの1級から3級までの人

②戦傷病者手帳をお持ちで、次に該当する人

- ・両下肢・体幹障がいの特別項症から第2項症までの人
- ・心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・直腸・小腸・肝臓障がいの特別項症から第3項症までの人

③介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で、同法第12条第3項の被保険者証の要介護区分が「5」の人

### ▼郵便投票の手続き方法

④そのほか、知事が書面で証明した人

あらかじめ選挙管理委員会で郵便投票証明書の交付を受けてください。

有効期間が過ぎている人は、早めに交付手続きをしてください。

なお、郵便投票を希望の人は、投票用紙などの請求書と郵便投票証明書を送付し、投票日の4日前までに選挙管理委員会へ請求してください。

### ▼郵便投票の代理投票

自分で文字を書くことが困難な人は、代理投票できます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ◆船員の「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人へ

投票の際には、入場券と一緒に「選挙人名簿登録証明書」を提示してください。提示がない場合、投票することができません。

なお、紛失した場合は、早めに選挙管理委員会に連絡してください。

## ◆投票所入場券について

### ▼投票所入場券をなくしたら…

選挙当日、ご自分の投票区の投票所で係員にお申し出ください。その場で入場券を再発行し、すぐに投票できます。

※今月号の広報おおむら編集終了までに、選挙日程が決定されませんでした。

このため、日程など詳しくは、後日発行する「投票所入場券」「選挙公報」でご確認ください。また、市のホームページでもお知らせします。

## 期日前投票をされる人へ

期日前投票をされる人は、投票所入場券裏面の「宣誓書」の記入提出が必要です。あらかじめ記入(自署)してご持参いただくと、投票所で記入の手間がなくなります。なお、身体障がいなどのため書くことが困難な人は、投票所でお申し出ください。

### 宣誓書記載例

(投票所入場券裏面)

該当する箇所に○をつけてください

<b>7月〇日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。</b>				
投票日に仕事のある人や投票区外に出かける人等は、期日前投票等ができます。下記の欄に記入(自署)して期日前投票所にお持ちください。				
氏名	大村 太郎	男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 25年 7月 21日
【宣誓書】私は選挙当日、下記の事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓います。				
次の1~5のいずれかに○を付し、さらに、それぞれの枠内のあてはまるものに○を付してください。				
1 (仕事等)	ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他(具体的に: )			
2 (外出等)	1以外の用事又は事故のため、 ア. 本市以外 イ. 本市内( )			
3	ア. 疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 イ. 刑事施設等に収容			
5	ア. 住所移転のため、本市以外に居住中 イ. ( )市町村に転出予定( 月 日)			
◎選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。なお、再度投票することはできません。				
1. 候補者が死亡したとき 2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき(公選法第91条第1項)				
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき(公選法第91条第2項)				
4. 候補者届出が却下されたとき(公選法第86条の4 第9項) 5. 候補者が被選挙権を喪失したとき				
<b>●期日前投票の期間：7月〇日(金)~7月〇日(土)までの16日間</b>				
<b>●受付時間：午前8時30分から午後8時まで ●場所：市役所別館 1階</b>				
問合わせ先 <b>大村市選挙管理委員会</b> 大村市玖島1丁目25番地 電話(53)4111(内線340・341)				